

## 参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和8年2月4日  
支出負担行為担当官  
気象庁総務部長 今井 和哉

### 1 当該招請の主旨

本業務は、震度観測装置の製作を行うものである。本招請は、後述する応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求めるものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本システムの構造及び動作並びにソフトウェア等の詳細を熟知している法人等との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

### 2 業務概要

- (1) 業務名 震度観測装置（処理部及び計測部）の製作
- (2) 業務内容 震度観測装置（処理部及び計測部）の製作を行う。
- (3) 納入期限 令和9年2月26日（金）

### 3 業務目的

震度観測装置の故障等による長期間欠測を回避するため、震度観測装置を構成する主要機器である処理部及び計測部（センサー）について調達する。

### 4 応募要件

#### (1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和7・8・9年度 国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ③ 気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該条件が継続している者でないこと。

#### (2) 技術力に関する要件

- ① 震度観測装置が、緊急地震速報をはじめとする地震・津波に関する警報・情報を発表するために必要な重要な装置であることを十分理解していること。
- ② 地震監視業務等に支障を与えないように作業を行うことができる技術を有すること。

### (3) 設備・システムに関する要件

本装置の性能・機能仕様を十分に理解し、当該業務を実施するための資料に示す項目について、個々の要件を満足させるような整備を行うとともに、装置全体として所要の性能を発揮させる設備・システムを有すること。

### (4) 守秘性に関する要件

- ① 当庁から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。
- ② 当庁の許可を受けた場合を除き、本成果物を他に流用してはならない。

### (5) 業務執行体制に関する要件

完成期限までに本装置の製作を完了する体制を有するとともに、納品後に発生した不具合などについての当庁からの連絡を受け付け、問題解決に向けたサポート対応を行うための必要な連絡窓口を持つこと。

### (6) 業務実績に関する要件

震度観測装置の製作実績を有すること。

## 5 手続き等

### (1) 担当部局

〒105-8431

東京都港区虎ノ門 3－6－9

気象庁総務部総務課調達管理室第一契約係 安藤 美樹

電話 03-6758-3900 (内線 2518)

### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和8年2月4日（木）から令和8年2月24日（火）まで （1）と同じ

### (3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和8年2月25日（水）17時まで （1）と同じ。

原則として電子メールにより提出すること。

（Email : kishou-keiyaku@jma.go.jp 宛てに送付すること。）

## 6 その他

### (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本国語及び日本国通貨に限る。

### (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5（1）と同じ。

### (3) 一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

### (4) 令和7・8・9年度 国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない場合も5（3）により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で該当入札の競争参加資格確認を行う場合には当該資格を有していない

ればならない。

(5) 詳細は説明書による。